資料2

協議事項２：理事及び監事の報酬額設定について

当法人の理事及び監事の報酬等につきましては、これまで役員報酬規程の定めに従い支給し、上限規制のない状態で推移してまいりましたが、今後の法人運営の円滑化および適正な法人ガバナンスの構築を目的として、以下のとおり報酬等の額（年間総額の上限）を設定いたしたくご提案いたします。

１．理事の報酬額：年額 ２，９００，０００円以内

（※非常勤代表理事の固定報酬、非常勤理事の会議出席日当の年間見積支給額を合わせた総額）

２．監事の報酬額：年額 ２００，０００円以内

（※会議出席日当等を含む見積総額）

なお、上記理事の報酬額の各理事への具体的な支給基準および配分につきましては理事会にご一任いただき、監事の報酬額の各監事への具体的な配分につきましては監事間の協議により決定することといたしたいと存じます。

3.役員報酬等の内訳比較

役職区分	2025 年度実績	今回の改定案（内訳目安）	備考
非常勤代表理事（新設）	―	2,400,000 円	年額 120 万円 × 2 名
非常勤理事	500,000 円	500,000 円	現行水準を維持
非常勤監事	200,000 円	200,000 円	現行水準を維持
調整・予備枠	―	400,000 円	期中の職務増加等への対応
合計（総額上限）	**700,000 円**	**3,500,000 円**	**社員総会決議による上限額**